

令和 7 年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習 既得単位等確認表

学校名[

]

氏名[

]

講習の課程				中心となる領域					令和 6 年度 開講講座	令和 5 年度 開講講座	令和 4 年度 開講講座	令和 3 年度 開講講座	令和 2 年度 開講講座	令和元年度 開講講座	平成 3 0 年度 開講講座	平成 2 9 年度 開講講座	平成 2 8 年度 開講講座	平成 2 7 年度 開講講座	平成 2 6 年度 開講講座	平成 2 5 年度 開講講座	平成 2 4 年度 開講講座	平成 2 3 年度 開講講座	平成 2 2 年度 開講講座	平成 2 1 年度 開講講座	
科 目	免許法に定める 科目名	科目に含まれる事項		視覚 障害	聴覚 障害	知的 障害	肢体不 自由	病弱																	
特 別 支 援 教 育 に 関 する 科 目	特別支援教育の基礎理論に関する科目（第 1 欄）			1＊						特別支援教育 基礎理論		特別支援教育 基礎理論		特別支援教育 基礎理論		特別支援教育 基礎理論		特別支援教育 基礎理論		特別支援教育 基礎理論	特別支援教育 基礎理論	特別支援教育 基礎理論	特別支援教育 基礎理論		
	特別支援教育領域に関する科目 （第 2 欄）	視覚障害者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1					視覚障害心理			視覚障害心理		視覚障害心理		視覚障害心理		視覚障害心理		視覚障害心理		視覚障害心理			視覚障害心理
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1＊					視覚障害児の教育課程・指導法			視覚障害児の教育課程・指導法		視覚障害児の教育課程・指導法		視覚障害児の教育課程・指導法		視覚障害児の教育課程・指導法		視覚障害児の教育課程・指導法		視覚障害児の教育課程・指導法			
		聴覚障害者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		1＊					聴覚障害心理		聴覚障害心理		聴覚障害心理		聴覚障害心理		聴覚障害心理		聴覚障害心理		聴覚障害心理			聴覚障害心理
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1			聴覚障害児の教育課程・指導法		聴覚障害児の教育課程・指導法		聴覚障害児の教育課程・指導法		聴覚障害児の教育課程・指導法		聴覚障害児の教育課程・指導法		聴覚障害児の教育課程・指導法		聴覚障害児の教育課程・指導法		聴覚障害児の教育課程・指導法			
		知的障害者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目			1			知的障害教育総論			知的障害教育総論			知的障害教育総論				知的障害教育総論		知的障害教育総論	知的障害教育総論	知的障害教育総論		知的障害心理
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目																				知的障害児の教育課程・指導法		
	肢体不自由者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目				1＊			肢体不自由教育総論			肢体不自由教育総論					肢体不自由教育総論			肢体不自由教育総論			肢体不自由教育総論		肢体不自由教育総論
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目																							
	病弱者を教育する領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目					1	病弱教育総論		病弱教育総論		病弱教育総論			病弱教育総論				病弱教育総論		病弱教育総論		病弱教育総論		病弱教育総論
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目																							
①	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 （第 3 欄）	障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（A）	1（中心となる領域AB）					L D 等教育総論（中心となる領域AB）		L D 等教育総論（中心となる領域AB）		L D 等教育総論（中心となる領域AB）	L D 等教育総論（中心となる領域AB）		L D 等教育総論（中心となる領域AB）		L D 等教育総論（中心となる領域AB）		L D 等教育総論（中心となる領域AB）	L D 等教育心理（中心となる領域A）	L D 等教育心理（中心となる領域A）				
		障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（B）	1（含む領域AB）＊						障害児の心理・生理・病理・教育課程・指導法論（含む領域AB）		障害児の心理・生理・病理・教育課程・指導法論（含む領域AB）		障害児の心理・生理・病理・教育課程・指導法論（含む領域AB）		障害児の心理・生理・病理・教育課程・指導法論（含む領域AB）		障害児の心理・生理・病理・教育課程・指導法論（含む領域AB）			L D 等教育心理（含む領域A）					
		平成 2 3 年度以降の免許申請には（A） （B）両方を満たした講座の受講を要する（H22講座から摘要）。																							
	選択		1	2																		平成 1 9 年度以前の既得科目がある場合、下記に記入すること。			
最低必要となる総単位数		6	6																						
②	必要在職年数（取得している基礎免許状に基づく）			3 年																					

※「＊」は、令和 7 年度開講講座

「L D 等教育総論」の取扱いについて

- 平成 1 9 年度～平成 2 1 年度までに受講した「L D 等教育心理（中心領域）」「L D 等教育心理（含む領域）」は、平成 2 2 年度からそれぞれ「L D 等教育総論」「障害児の心理・生理・病理・教育課程・指導法論」へと変更した。このことにより、これまでの「心理・生理・病理に関する科目」に加え、「教育課程・指導法に関する科目」を追加することとなった。
- 平成 2 3 年 4 月 1 日以降、初めて特別支援学校二種免許状を申請する者から平成 2 2 年度から摘要している講座取得が必要であり、平成 1 9 ～ 2 1 年度の講座では取得要件を満たさないことになっている。